

### 小規模事業者でも利用できる主な補助金一覧

	小規模事業者持続化補助金（一般型）	小規模企業経営力向上事業費補助金	第2次補正事業再構築補助金		ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型）
			通常枠	緊急事態宣言特別枠	
目的	持続的な経営に向けた ・地道な販路開拓等の取組 ・業務効率化の取組 に要する経費の一部を支援するため	小規模事業者が工夫・改善による新たな取組を実施する際の経費を助成することにより、事業者がその特性に応じた持続的な発展を図ることが出来るよう支援するため	コロナに対する経済社会の変化に対応するための ・新分野展開、業態/業種転換、事業再編 ・上記の取組を通じた規模の拡大、思い切った事業再構築 に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため		中小企業・小規模事業者が今後直面する制度変更（働き方改革、賃上げ、インボイス導入等）に対応するために行う ・革新的な製品/サービス開発 ・生産プロセス/サービス提供方法の改善 に必要な設備・システム投資等を支援するため
申込方法	郵送（締切日当日消印有効） 提出先：日本商工会議所 又は電子申請	郵送 提出先：当所 *2021.7.26必着	電子申請のみ		電子申請のみ
申し込み期日	第9回〆切：令和4年9月20日	第3次申込：令和4年8月19日～9月30日	第7回：8月下旬開始予定		通年
補助率	2/3 *事業着手は補助金交付決定日以降	補助対象経費の2/3 *事業着手は補助金交付決定日以降	中小企業者等：2/3	中小企業者等：3/4	[通常枠]1/2 ※小規模事業者は2/3 [低感染リスク型ビジネス枠特別枠]2/3 *事業着手は補助金交付決定日以降
補助金額	上限額50万	上限額50万	中小企業者等  100万～800万 *従業員数に応じて変動	中小企業者等 従業員数5人以下 100万～500万 従業員数6～20人 100万～1,000万 従業員数21人以上 100万～1,500万	100万～1,000万
	特定創業支援を受けた者：上限額100万				
	法人設立/税務署記載の開業日が2020.1.1以降の者 :上限額100万				
	共同事業者：上限額50万～1000万				
対象者	小規模事業者 *但し公募要領にある8つの要件を全て満たし、 <b>受付締切10ヶ月以内</b> に持続化補助金の採択を受けていない者	小規模企業者  (個人開業医・農家等含む)	国内に本社を有する 中小企業者等及び中堅企業等  *但し2020年4月以降の連続する6ヶ月のうちの任意3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前（2019 or 2020.1～3月）の同3ヶ月の合計と比較して <b>10%以上</b> 減少している。また2020年10月以降の連続する6ヶ月のうちの任意3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前(2019 or 2020.1～3月)の同3ヶ月の合計と比較して <b>5%以上</b> 減少していること。		日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者及び特定非営利活動法人